

新美南吉生誕100年自主事業助成金交付要綱

【趣 旨】

第1条 この要綱は、市民活動団体等が自主的に行う、新美南吉生誕100年を記念した各種の南吉顕彰活動事業に対して、新美南吉生誕100年記念事業実行委員会（以下、「実行委員会」という。）の予算の範囲内で助成金を交付することについて、必要な事項を定める。

【助成対象団体】

第2条 助成の対象となる市民活動団体等は、以下に掲げる団体とする。

- (1) はんだまちづくりひろば登録団体
- (2) 半田市社会教育関係団体
- (3) 半田市文化協会所属団体
- (4) その他実行委員会が必要と認める団体

【助成対象事業の要件】

第3条 助成対象事業の要件は、原則として次に掲げるとおりとする。

- (1) 新美南吉生誕100年に相応しい事業であること。
 - (2) 半田市内で行うこと。
 - (3) 多数の参加が見込めるもの。
 - (4) その他、実行委員会が必要と認めるもの。
- 2 次の各号のいずれかに該当する事業は、助成の対象としないものとする。
- (1) 営利を目的とする事業
 - (2) 特定の企業の広告につながるおそれのある事業
 - (3) 特定の政治活動又は宗教活動に利用されるおそれのある事業
 - (4) 公共の安全及び秩序又は善良な風俗を害するおそれのある事業
 - (5) 国、地方公共団体（半田市含む）、民間団体等による助成金等を受ける事業

【助成事業の期間】

第4条 助成対象事業の実施期間は、次のとおりとする。

- (1) 平成25年4月16日から同12月31日まで。なお、実行委員会が特に必要と認めるものはこの限りではない。

【助成金の額】

第5条 交付する助成金の額は、新美南吉生誕100年記念事業への貢献度等に応じ、次のとおりとする。

- (1) A判定 3万円以内、
- (2) B判定 1万円以内
- (3) C判定 不採択

【助成対象経費】

第6条 助成対象事業における助成対象経費は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 講師謝礼（交通費含む）
- (2) 印刷製本費

- (3) 会場使用料
- (4) 車両・機器のレンタル料
- (5) 材料費
- (6) 会場設営費
- (7) その他、実行委員会が必要と認めるもの。

※飲食費、事務費、会議費、通常の活動費は助成対象とはなりません。

【助成金の交付申請】

第7条 助成金を受けようとする団体（以下「団体」という。）は、助成金交付申請書（様式第1）を、実行委員会委員長（以下「委員長」という。）へ提出するものとする。

【助成金の交付決定】

第8条 委員長は、前条の申請があった場合は、その内容を審査し、適当と認めるときは、助成金交付決定通知書（様式第2）により団体に通知するものとする。

【事業計画の変更】

第9条 助成金の交付決定を受けた団体は、次の号の一に該当する事業計画の変更をしようとするときは、事業計画変更承認申請書（様式第3）を委員長に提出するものとする。

- (1) 事業費の20%以上を変更するとき。
- (2) 事業内容の大幅な変更をするとき。
- (3) 事業を中止するとき。
- (4) 事業実施時期を変更するとき。

2 委員長は、前項の申請があった場合は、その内容を審査し、変更に係る措置を団体に通知するものとする。

【事業報告】

第10条 助成金の交付決定通知を受けた団体は、事業が完了したときは、1か月以内に助成金使用実績報告書（様式第4）を委員長に提出しなければならない。

【助成金の請求及び交付】

第11条 助成金の交付決定通知を受けた団体は、前条の助成金使用実績報告後、助成金請求書（様式第5）を委員長に提出しなければならない。

2 委員長は、前項の請求書を受理したときは、助成金を交付するものとする。

【交付決定取消及び助成金の返還】

第12条 委員長は、団体がこの要綱に違反して助成金の交付を受けたときは、交付決定を取り消すとともに、助成金を返還させるものとする。

【委 任】

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別途委員長が定めるものとする。

附則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。